

答 申

第1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年1月20日付4河第338号で審査請求人に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和5年1月4日付けで、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により実施機関に対して、「佐々町が農業用水目的で二級河川佐々川に有する許可水利権（東部灌排水利権：当初の最大取水量 0.269 m³/s）の許可更新に関し、平成24年1月25日、佐々町と長崎県土木部河川課の間で実施された協議結果を記載した文書」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、「佐々川 東部灌排水利権 協議結果」と題する文書（以下「本件文書」という。）を特定し、以下の「開示すべき部分」以外の部分（以下「本件不開示情報」という。）について、①県、他の地方公共団体等の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、最終的な意思決定が行われていない情報であり、これを公にすることにより、県民の間に混乱を生じさせたり、今後の意思決定に支障を来すおそれがあるもの及び②県が行う水利権許可事務に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係及び協力関係が損なわれ、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、それぞれ条例第7条第5号及び第6号に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

<開示すべき部分>

（1 ページ）

供覧欄、表題、日時、場所、参加者、「要旨」の項目名、「要旨」に記載された部分のうち、最初の3行目及び10行目、16行目から17行目まで

（2 ページ）

「協議結果」の項目名、「佐々町からの聞き取り情報」の項目名
(3 ページ)
「県側の意見」の項目名

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 5 年 3 月 12 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和 5 年 1 月 4 日付けで、佐々町が農業用水目的で二級河川佐々川に有する許可水利権（東部灌排水利権）の許可更新に関し、平成 24 年 1 月 25 日、佐々町と長崎県土木部河川課との間で行われた協議結果を記載した文書について公文書開示請求を行った。これに対し処分庁から、本件処分を受けた。
- (2) 処分庁は、本件不開示情報を開示しない理由の根拠を条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当するものとし、第 5 号関係の理由を、「県、他の地方公共団体等の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、最終的な意思決定が行われていない情報であり、これを公にすることにより、県民の間に混乱を生じさせたり、今後の意思決定に支障をきたすおそれがある」からと、また、第 6 号関係の理由を、「県が行う水利権許可事務に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係及び協力関係が損なわれ、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」から、とする。

しかし、いずれも、何も知らない者には尤もらしく聞こえそうだが、本件不開示情報を開示しない理由には当たらない。

- (3) 本件不開示情報は、処分庁の主張する「審議、検討情報（第 5 号）」及び「行政運営情報（第 6 号）」のいずれにも該当しないから本件処分は不当かつ違法である。

ア 第5号該当性について

条例第7条第5号の趣旨は、「行政の内部における審議等に関する情報の中には、最終的な意思決定が行われていない検討中の情報が含まれており、開示することにより、県民に無用の誤解や混乱を与えたり、また審議等における率直な意見交換を阻害するなど、公正かつ円滑な意思決定に支障を来す場合があり、これらの情報については、不開示とすることとしたものである（「長崎県情報公開条例の解釈及び運用基準（以下「解釈及び運用基準」という。）40頁）」とされている。

本件不開示情報は、東部灌排水利権に係る10年間の許可期間の満了に伴い、許可の更新手続の一環として、許可の可否を決定するに先立ち、事前に河川管理者と佐々町（水利使用者）の二者間で、当該許可の可否に係る再検討を行うために事前の協議を行ったものである。その事前協議を経た結果、平成24年4月1日、当該水利権の許可の更新決定が行われたということであるから、これをもって更新手続の全部が完結しているのだから、当該更新手続に関し、「最終的な意思決定が行われていない検討中の情報」なるものは存在し得ず、処分庁の不開示理由は論理的矛盾を来たしており、単に為にするものでしかない。

ましてや「県民に無用の誤解や混乱を与える」とはなんとという大仰な物言いか。県民が何をどのように誤解し、どのような混乱を招くというのか、具体的な説明は一切無いまま、「趣旨」中の文言を引用して言挙げして為にしているのだが、極めて悪質でさえある。

さらに、「公正かつ円滑な意思決定に支障を来す場合がある」は、前述のとおり更新手続は完結済みなことから、あり得ない起こり得ないことを、あたかも有るかのごとく言うに至っては、開いた口が塞がらない。水利権許可事務にあつて、公正・迅速・適正な意思決定を示す責務を有するはずの河川管理者が口にする言葉ではない。

以上によって、第5号該当性が無いことは明白である。なぜ処分庁は、かくも成り立たない虚言まで弄するのか。たぶん、黒く塗られた本件不開示情報の中には、県民に知られてはまずい、あるいは県民に隠したい情報が含まれているからなのではないか。そんな疑念すら覚えるものである。

イ 第6号該当性について

本号の趣旨は、「本号は、公にすることにより、県の機関（他は略）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録された公文書を不開示とすることを定めたものであり」、「アからオまでは、県の機関が行う事務又は事業の内容及び性質に着目した上で類型化し、各類型ごとに公にすることにより生ずる典型的な支障を示したものである」が、アか

ら才まで以外の事務又は事業についても、公にすることにより適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、不開示となるとされている（「解釈及び運用基準」44頁）。

本件不開示情報の開示しない理由は、「県が行う水利権許可事務に関する情報である」といい、「関係者との信頼関係及び協力関係が損なわれる」から、水利権許可事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」というが、このように一足飛びに不開示情報に該当するというのは、あまりにも乱暴にすぎるし条例解釈として不当であり、許されない。

本件不開示情報は、二級河川佐々川の東部灌排水利権に関して、許可期間の期限が到来するに当たり、佐々町は水利使用規則に基づき許可期間の更新を求めることとし、その更新に係って事前に長崎県河川課との間で、「現状の灌排の状況」、「許可更新の方向性等」の協議を行ったことに関するものであることがわかる。すごく当然であり、特別奇異なわけではない。

そして、開示された情報は、「当面の対応」として「H24.3.31期限の水利権は、現在の許可水量 $0.265 \text{ m}^3/\text{s}$ で1年更新とする」との許可更新の方向性が示された部分（許可水量の微々たる見直し）であるところ、その余の協議結果である「佐々町からの聞き取り情報」及び「県の意見」の全部が黒塗り状態（不開示）とされている。微々たる見直し部分は開示し（審査請求人に言わせれば都合の良いことは強調し）、見直しの理由等に係る情報に関しては黒塗りしているとしか考えられない。

まず、「県が行う水利権許可事務」は本号の「事務に関する情報」に当たるのかが問題となる。「何々事務」といえば何もかも本号の事務に該当するのかどうかであるが、必ずしもそうではない。本号の「事務に関する情報」というためには、「当該事務の内容に直接係わる情報」であり、「当該事務の実施に影響を与える情報」に限られると考えるのが相当である（「解釈及び運用基準」45頁）。したがって、「県が行う水利権許可事務に関する情報」というだけでは何も述べていないのも同然であり、開示しない理由にはならない。明らかに違法である。

次に、「関係者との信頼関係及び協力関係が損なわれる」の関係者とはだれを指してのことか。佐々町のほかにもいるのか。その者（ら）との信頼関係及び協力関係とは具体的には何をいうのか。何ひとつ具体的な説明を欠いたまま、ただ抽象的に述べるのみでは不開示理由とはならないのは理の当然である。この観点からしても、明らかに違法であり、第6号該当性が無いことは明白である。

そもそも、水利権許可事務において、その許可更新手続に係って重要なことは、許可更新の可否（更新に必要な客観的な事実の有無）であるが、「許

可更新事務の適正な遂行に支障を及ぼす」ような事実などあり得ないと考えるのが相当である。仮に、有るといふのであれば、具体的な事実を示した弁明を求める。

(4) 反論書における主張

ア 弁明書に対する反論

(ア) 処分庁は、「本件文書は、平成 24 年 5 月 7 日付けで審査請求人の夫の開示請求を受け、上記の理由により不開示決定としたところ、異議申立てにより、長崎県情報公開審査会へ諮問を行っている。その後、答申では一部の開示すべき部分を除き妥当であると判断され、平成 25 年 1 月 4 日に部分開示決定を行った。これを踏まえ、当該事務（又は事業）については、当時から状況の変化がないことから、本件文書を部分開示決定とした。」と弁明する。

(イ) しかし、法的には別人格である審査請求人の本件開示請求は、夫が行った開示請求と同一文書に係るものであるとはいえ、夫とは別人格による独立の開示請求であるから、個別に評価・判断されるべきであるのは当然の理である。それなのに、「原処分を妥当と判断する理由」として、つまり本件処分の正当性を根拠づける論拠として弁明をされているが、何の合理性もなく違法を重ねたに過ぎない。

(ウ) さらに、本件開示請求は、夫の案件がその全手続完了後、10 年以上が経過している事実（の意味）を完全に黙殺するという重大な問題がある。処分庁の本音は、本件文書の問題は、とっくの昔に決着済であることを印象づけること、換言すれば審査会に予断を与えることに真の狙いがあるのだろう。しかし、これらの処分庁の狙い・目論見は非論理的であり、不奏功に終わっている。

イ 弁明書に対する反論の補遺

(ア) 本件開示請求を行った目的は、公文書開示請求書の「公文書の名称又は内容」欄に述べているように、佐々町が二級河川佐々川に有するかんがい用の許可水利権（東部灌排水利権）の実態に深く関わる問題であることと、その基本的な背景にある佐々川の流況問題が潜在していることに関心を持って調査・追及を続けていることにある。

(イ) 東部灌排水利権は、多分権利が設定（昭和 46 年頃）された当初から、その権利の大部分において「遊休水利権（化）」を運命づけられた不憫な水利権であったというしかない。現在にあっても、現に依然として遊休水利権の実態があるのが現実である。

このように断言する理由の具体的詳細については省略するが、遊休水利権であるという実態を踏まえていうと、「当時から状況の変化がない」は、ある意味で言い得て妙である。もっとも「10 年前から」よりずっと以前の 50

余年も前から、東部灌排水利権に関する年々歳々の取水状況（取水実績ゼロとは言わないまでも限りなくそれに近い）からして、遊休水利権化した実態を知悉する者には確固たる判断である。

- (ウ) 動かし難い証拠（平成 11 年以降の取水実績）によって証明される遊休水利権化した東部灌排水利権の実態は、「当時から状況の変化がない」のではなく、「状況に変化を与えようとしない」こと、すなわち長年にわたり遊休水利権状態を継続させていることに問題の所在がある。言うまでもなく、「状況に変化」を与えることができる立場、与えなければならない責任と権限を有する立場にあるのは、唯一河川管理者（長崎県）である。ところが、その河川管理者は恣意的に手を拱いて、さしたる責任を果たそうとこなかつた。そういう状況が数十年も継続している実態がある。この根本的な問題を抜きにして、本件文書の開示又は不開示を云々するのは、正鵠を得た話ではないのである。

ウ 弁明書（審査請求の理由に関する部分に対する意見）に対する反論

(ア) 条例第 7 条第 5 号該当性について

- i) 処分庁は、「本件対象文書は、関係機関との協議段階の文書であり、決定事項ではないことから、公にすることにより、協議段階の情報が最終的な意思決定がなされた情報と誤解され、混乱を招く恐れがあると考えられる」と弁明するが、これは、本件処分における「開示しない理由（県、他の地方公共団体等の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、最終的な意思決定が行われていない情報であり、これを公にすることにより、県民の間に混乱を生じさせたり、今後の意思決定に支障を及ぼすおそれがあるもの）」と随分異なっている。

この「開示しない理由」について、審査請求人は、「更新手続の完結後であるから、最終的な意思決定が行われていない検討中の情報なるものは存在し得ない」と批判したわけだが、この批判をかわす意図から理由を更新あるいは追加したものと付度するが、どちらにせよ弁明は奏功していない。

本件文書を県と佐々町間の「審議、検討又は協議に関する情報」としていたものを「協議段階の文書であり決定事項ではない」と言い換えてみたところで審査請求人の批判は変わらない。「協議段階の文書であり決定事項ではない」というのなら、協議結果を記すのが協議録のはずだし、更新の許可決定後に決定事項ではないという筋が通らない。処分庁の弁明は支離滅裂の感を深めるばかりである。

- ii) 平成 24 年 4 月 1 日には東部灌排水利権に係る更新の許可決定（処分庁の最終的な意思決定）が行われているのだから、それに先立って行われた協

議に係る協議録について、「協議段階の文書」というのは明白な虚偽であり、「協議段階の情報が最終的な意思決定がなされた情報と誤解される」とか「誤解され、混乱を招く」などというのは支離滅裂の極みである。結局、何を言いたいのかさえ全く理解できない。

iii) ましてや、条例第7条第5号の定める「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がある場合に該当しないのはあまりにも明らかではないか。

(i) 条例第7条第6号該当性について

i) 処分庁は、「本件文書は水利権の許可事務に係る情報であり、『事務に関する情報に当たらない』とは認められない。また、『関係者との信頼関係及び協力関係が損なわれ』については、本件文書は、協議録であり、許可更新の方向性について確認・協議を行った資料であり、最終的な意思決定がなされていない情報を開示することで、佐々町との信頼関係に支障が出るおそれがある」といい、本件処分における「開示しない理由」にいう「関係者」とは佐々町であり、「佐々町との信頼関係に支障が出るおそれ」があるという。しかし、これだけでは本条本号の要件を充足しているとは言えない。

ii) なぜなら、本件文書は水利権の許可事務に係る情報であることはそのとおりであるが、本号本文は、「その他当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ことを不開示の要件としている。

この要件について、解釈及び運用基準では、「開示することにより、事務又は事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、当該事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」といい、弁明書では、「最終的な意思決定がなされていない情報を開示することで、佐々町との信頼関係に支障が出るおそれがある(情報)」という。「最終的な意思決定がなされていない情報」が嘘っぱちなことは措くとして、「佐々町との信頼関係及び協力関係が著しく損なわれる」と主張するわけではなく(そのようなことは全く考えられないことから)、「佐々町との信頼関係に支障が出るおそれ」と言い換えて誤魔化すだけであり、「事業の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」についての言及は全くない始末である。これは、「当該事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼす」おそれがないことを明確に示している証左でもある。

iii) 東部灌排水利権に係る本件更新の許可事務は、既に(10年も前に)更新の許可決定済みの事務であり、当該手続は全て完結している。すなわち、本件文書は、更新の許可手続完結後10年が経過した情報である。にもかか

ならず、「最終的な意思決定がなされていない情報」であるだとか、この情報を開示すると「佐々町との信頼関係及び協力関係が損なわれる」だとか、この情報の中身について具体的な説明を全く欠いたまま、「佐々町との信頼関係に支障が出るおそれがある」というのは、単に当該条文の文言をなぞり、都合よく作文しただけではないか。

iv) もともと、水利権許可事務は、自然的・客観的に運用・判断されることで過不足なく完結するはずのものである。広く県民に知られては困る（支障がある）情報など本来的には何も存在しない。ましてや、県と佐々町間だけに限られたちまちました問題ではないのである。それを、ここまで（10年経過後もなお）頑なに不開示とするのは、よほど処分庁にとって広く県民に知られるのがまずい不都合な事実があるのではないか、審査請求人の疑念は深まる一方である。

v) また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が要求されると言われている。この観点からも、部分開示決定（実質的には全面的な不開示決定）処分は、微塵の妥当性も感じられない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当と判断する理由

(1) 本件文書の不開示部分は、県、他の地方公共団体等の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、最終的な意思決定が行われていない情報であり、これを公にすることにより、県民の間に混乱を生じさせたり、今後の意思決定に支障を来すおそれがあり、また、県が行う水利権許可事務に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係及び協力関係が損なわれ、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第5号及び第6号に該当し、部分開示決定とした。

(2) 本件文書は、平成24年5月7日付けで同審査請求人の夫による開示請求を受け、前記(1)の理由により不開示決定としたところ、異議申立てにより、長崎県情報公開審査会へ諮問を行っている。その後、答申では一部の開示すべき部分を除き妥当であると判断され、平成25年1月4日に部分開示決定を行った。これを踏まえ、当該事務（又は事業）については、当時から状況の変化がないことから、本件文書を部分開示決定とした。

2 審査請求の理由に関する部分に対する意見

(1) 条例第7条第5号の該当性について

ア 条例第7条第5号

本号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」として、これらの情報については不開示とすることとしたものである。

イ 審査請求の理由に関する部分に対する意見

審査請求人は、前記1の(1)の原処分を妥当と判断する理由である「これを公にすることにより、県民の混乱を生じさせたり、今後の意思決定に支障を来すおそれがあるもの」に対し、平成24年4月1日に当該水利権の許可の更新決定が行われたため、これをもって更新手続が完結しているのだから、「最終的な意思決定が行われていない検討中の情報」は存在し得ず、不開示理由は矛盾しているとし、県民が何をどのように誤解し、混乱を招くのかの説明が無いことから、本件処分は違法であると主張する。

しかし、本件対象文書は、関係機関との協議段階の文書であり、決定事項ではないことから、公にすることにより、協議段階の情報が最終的な意思決定がなされた情報と誤解され、混乱を招く恐れがあると考えられる。

したがって、審査請求人の主張は当たらず、本件処分が違法であるとは認められない。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

ア 条例第7条第6号

本号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、これらの情報については不開示とすることとしたものである。

- 1) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- 2) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- 3) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害す

るおそれ

- 4) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- 5) 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

イ 審査請求の理由に関する部分に対する意見

審査請求人は、前記1の(1)の原処分を妥当と判断する理由である「県が行う水利権許可事務に関する情報」について、当該事務の内容に直接係る情報であり、当該事務の実施に影響を与える情報に限られるものでなければ、第7条第6号で言う「事務に関する情報」に当たらないため、本件処分は違法であると主張する。また、「関係者との信頼関係及び協力関係が損なわれる」ことについて、具体的な説明が無く、抽象的に述べるのみであれば、不開示理由とはならず、本件処分は違法であると主張する。

しかし、本件対象文書は水利権の許可事務に係る情報であり、「事務に関する情報に当たらない」とは認められない。また、「関係者との信頼関係及び協力関係が損なわれ」については、本件文書は、協議録であり、許可更新の方向性について確認・協議を行った資料であり、最終的な意思決定がなされていない情報を開示することで、佐々町との信頼関係に支障が出るおそれがある。

したがって、審査請求人の主張は当たらず、本件処分が違法であるとは認められない。

3 結論

前記1の(1)で述べたとおり、原処分の不開示部分は、条例第7条第5号及び第6号に該当するものであり、審査請求の趣旨及び理由に関する審査請求人の主張は当たらず、原処分は妥当であると判断する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する

理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が部分開示の理由としている条例第7条各号の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断した。

(1) 条例第7条第5号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

(2) 条例第7条第6号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然

性が必要であると解されている。

3 不開示情報の該当性について

当審査会において、本件文書を実際に見分し実施機関に確認したところ、次のように判断した。

(1) 本件文書は、佐々町が農業用水目的で二級河川佐々川に有する許可水利権（東部灌排水利権）の許可更新に関し、平成 24 年 1 月 25 日、佐々町と長崎県土木部河川課の間で実施された協議結果を記載した文書である。

(2) 当審査会において、本件文書を実際に見分し改めて実施機関に確認したところ、以下のとおりであった。

水利権とは、河川、ため池、溪流等の水を継続的、排他的に生活、農業、工業等の目的のために使用する権利のことで、川の水を使用するには河川管理者の許可が必要となり、取水の目的及び実態、河川の流況等により申請の内容を河川管理者が判断し、許可を行うこととなる。

本件文書は、平成 13 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日の 10 年間の水利権許可期間後の更新にむけて、県と佐々町において今後の水利権の許可更新の方向性や状況について協議を行った記録であり、許可期間を 1 年として佐々町と確認したものであるが、協議の内容は現在も整っていない。許可更新の方向性についても協議中で、許可水量について現状のままでいいのかどうか判断ができない状況であり、最終的な意思決定がなされていない情報である。

また、佐々川の流量を把握するため、平成 31 年から流量観測を行っているが、流量観測の実施期間がまだ短いので、今後、当該データを蓄積させて、1 年間どのくらい安定した水量があるのか把握し、佐々川からあとどれくらい取水できるか判断したいと考えている。

よって、本件不開示情報については、現在協議中の内容であり、最終的な意思決定がなされていないことから、開示することにより水利権の利用者などにも混乱や支障が生じる可能性があるため条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当すると判断しているとのことであった。

(3) しかしながら、以下のとおり、これらの主張を認めることはできない。

本件不開示情報について、実施機関は、現在協議中の内容であり、最終的な意思決定がなされていない旨主張するが、平成 24 年 1 月 25 日に協議した事実が記載されたものであり、意思決定が既に終わってしまっていると判断するのが相当である。よって、条例第 7 条第 5 号の「審議、検討等情報」には当たらない。また、10 年以上前の情報を開示することで、何か混乱を生じさせたり、佐々町との信頼関係が失われたりすることや、水利権の許可事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて観念するのは困難と思料する。よって、条例第

7条第6号の「行政運営情報」にも当たらない。

- (4) 以上のことから、本件不開示情報については、開示することが相当である。
- (5) なお、実施機関は開示される情報が正確かどうかについて懸念しているように見受けられるが、情報公開制度においては、あるがままの形で開示するものであり、単に不正確だから開示してはいけないということにはならない。また、何人にも等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者の個別的事情について考慮するものではない。

4 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和5年7月28日	・実施機関から諮問書を受理
令和5年9月13日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和5年10月10日	・審査会（審査）
令和5年10月20日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
久部 香名子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長